

**左京区転入手続者向け情報発信及び交流促進事業等企画運営業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 目的

この要項は、左京区役所における転入手続者向けの情報発信及び交流促進事業等の企画運営業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

左京区転入手続者向け情報発信及び交流促進事業等企画運営業務

(2) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の実施に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

(5) 支払条件

委託業務完了後、左京区役所の履行確認を経て、受託者の請求により支払う。

3 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

- (4) （略）

- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (7) 企画から運営、効果測定までの一貫した業務遂行能力を有すること。
- (8) 左京区の地域特性や地域活動に関心を持ち、積極的に地域住民や活動団体とのコミュニケーションを図れること。また、左京カタリストとの円滑な連携・協働体制を構築できること。

4 提出書類

- (1) プロポーザル参加表明書（第 1 号様式） 1 部
- (2) 法人の場合、法人の概要（任意様式） 5 部
- (3) 業務実績（任意様式） 5 部
本業務に類似する業務の実績について、概要がわかるもの。
- (4) 企画提案書（任意様式） 5 部
仕様書の内容を十分理解したうえで、本業務に対する取組方針、実施手法、人員等の実施体制、スケジュールを具体的に記載すること。用紙サイズは A 4（ただし、A 3 判の用紙を A 4 サイズに折り込むことは可）とし、様式は任意とする。
- (5) 見積書（任意様式） 5 部（原本 1 部及び複写 4 部）
見積金額の積算内訳を必ず詳細に記載すること。
- (6) 参加資格を証明する書類 各 1 部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ
京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、(1)～(5)に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。
ア 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
※ 申請日前 3 箇月以内に発行のもの（原本）
イ 法人の場合、代表者の印鑑証明書
※ 申請日前 3 箇月以内に発行のもの（原本）
ウ 納税証明書「その 3 の 3」（国税及び地方税）
※ 申請日前 3 箇月以内に発行のもの（原本）
エ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第 2 号様式）
オ 誓約書（第 3 号様式）
カ 法人の場合、直近の決算書

5 申込手続等

- (1) 提出期限
令和 7 年 12 月 17 日（水）午後 5 時必着（厳守）

(2) 提出方法

郵送又は持参により「12 受付・問合せ先」に提出すること。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなす。

6 質問事項の受付

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。

なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。

(1) 質疑の資格

本要項中「3 参加資格要件」を満たす者とする。

(2) 質疑の方法

質問書（任意様式）により、「12 受付・問合せ先」に電子メールで送付すること（ただし、メール件名に「左京区転入手続者向け事業等企画運營業務に係る質問事項」と明記すること。）。なお、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない。

(3) 質問の受付期限

令和7年12月10日（水）午後5時まで

(4) 回答方法

質問への回答は、左京区ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/index.html>）に掲載する。（令和7年12月15日（月）予定）なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

7 審査方法

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、審査により以下の項目について評価し、別紙「提案書評価基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行う。その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とする。なお、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合がある。

(2) 受託候補者の選定

審査員が、上記の各項目について以下の「評価基準」に基づき採点を行った結果、各審査員の評価点の合計（合計点）が満点の6割を超え、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。合計点が同等の者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

応募者が1者の場合は、採点の結果、合計点が満点の6割を超え、本業務を適切に遂行できると総合的に判断した場合に受託候補者として選定することとする。ただし、審査の結果、応募者のいずれも受託候補者として選定しないことがある。

応募者が「プロポーザルの参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない又は見積金額が上限価格を超過している場合は受託候補者とししない。

(3) 審査員

左京区役所地域力推進室長

左京区役所保健福祉センター長

文化市民局地域自治推進室コミュニティデザイン課長

(4) 審査結果の公表

審査結果については、令和7年12月24日（水）頃に参加した事業者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報とともに左京区ホームページで公表する。

8 契約の締結

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議のうえ、契約する。万一、契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。受託候補者とは、協議が整い次第委託契約を締結する。

9 スケジュール（予定）

- 12月 1日（月）プロポーザル募集開始
- 12月10日（水）質問の受付期限（質問への回答：12月15日（月）予定）
- 12月17日（水）提案書等の提出期限
- 12月24日（水）審査結果の公表（受託候補者の決定）

10 契約に関する基本的事項

受託候補者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。

(4) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ左京区役所の承認を得ること。

(5) その他

この要項に記載のない申込に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、左京区役所が指示するところによるものとする。

11 留意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は別途通知する。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に左京区役所と連絡調整を行うこと。

- イ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て左京区役所に帰属する。
- ウ 委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
- エ プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加を申し込む者の負担とする。
- オ 提出された書類は返却しない。
- カ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、左京区役所の承諾を得た場合以外は認めない。
- キ 審査の経過及び審査結果等に関する問合せには一切応じない。
- ク 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- ケ 左京区役所から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- コ 左京カタリストの詳細情報については、契約後、左京地域コミュニティ Hub 事務局から情報提供する。
- サ その他、上記に定めのない事項については、その都度、発注者と協議のうえ決定するものとする。

12 受付・問合せ先

左京区役所地域力推進室総務・防災・地域連携促進担当（担当：松本、景山）

〒606－8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2

T E L : 075-702-1001

E-mail : sakyo@city.kyoto.lg.jp